

- 飛来物から目を守るには保護メガネ -

カップブラシのワイヤーが目





コンクリート釘が跳ねて目

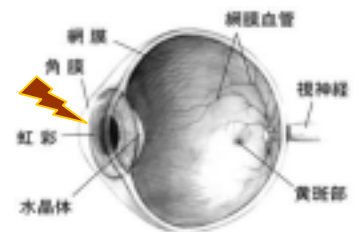


いずれも失明の危険を伴う災害

人の眼は危険を感じると瞬時にまぶたを閉じて眼を守ります、しかし上記のような災害は依然として後を絶たず、“危なくなったら眼を閉じればいい”という対策では私たちの眼は、失明や視力低下の危険にさらされたままです

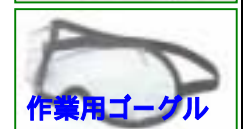
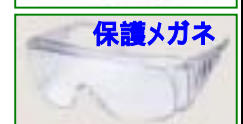
さらに上記のような作業は、手元をしっかりと見て行わなければ工具の扱いを誤ってしまい怪我の原因となってしまいます **“目をつぶって安全な作業は出来ません”**

**注意！** 目に飛び込み突き刺さった鉄粉・アルミ片は   のような形をしているため簡単には取れません  
また、モルタルのようなアルカリ性の物質は眼の角膜を溶かしてしまいます **必ず保護メガネを**



眼を守るために下記の作業では保護メガネ・ゴーグルの着用を！

- ・ 研り作業 ・ケレン作業 ・コンクリート釘の打ち込み
- ・ 釘打ち機の使用 ・草刈機の使用
- ・ 電動(エア-)研削工具の使用(砥石・カップブラシ)
- ・ 高圧洗浄機の使用 ・モルタルの混入  
(眼鏡を掛けている方は保護面の使用を )



新発田建設の安全ルール

§ . 労働安全衛生規則538条に「事業者は作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼす恐れのあるときは、飛来防止の設備を設け、保護具を使用させなければならない」という規定があります、飛来とは上から落ちてくるものばかりではありませんので、眼球に傷害を及ぼす危険のあるものを扱う場合は、どんなに短時間であっても保護メガネ・ゴーグルを着用させて下さい、怪我で視力が落ちてからメガネを掛けても遅いのです。